

旅客取扱関係規程類集 8 割引関係 ①身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて【新旧対照表】

【2024年11月1日より適用】

| 改 定 | 現 行 |
|--|---|
| <p>① <u>身体障害者旅客運賃割引取扱基準</u></p> <p>2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改定 2018. 4. 1 改定 2019. 3. 16 改定 2019. 10. 1 改定 2020. 3. 16 改定 2021. 3. 13 改定 2021. 4. 1 改定 2024. 10. 1 改定 <u>2024. 11. 1 改定</u></p> <p>標記について下記のとおり取扱う。</p> <p>1. 割引の取扱いをする身体障害者の範囲 ↳ (現行どおり) 附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕</p> | <p>① 身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて</p> <p>2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改定 2018. 4. 1 改定 2019. 3. 16 改定 2019. 10. 1 改定 2020. 3. 16 改定 2021. 3. 13 改定 2021. 4. 1 改定 2024. 10. 1 改定</p> <p>標記について下記のとおり取扱う。</p> <p>1. 割引の取扱いをする身体障害者の範囲 ↳ (省 略) 附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕</p> |

※下線部が改定箇所。

旅客取扱関係規程類集 8 割引関係 ②知的障害者旅客運賃割引の取扱いについて【新旧対照表】

【2024年11月1日より適用】

| 改 定 | 現 行 |
|---|--|
| <p>② <u>知的障害者旅客運賃割引取扱基準</u></p> <p>2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改定 2018. 4. 1 改定 2019. 3. 16 改定 2020. 3. 16 改定 2021. 4. 1 改定 2022. 2. 25 改定 2024. 10. 1 改定 <u>2024. 11. 1 改定</u></p> <p>標記について下記のとおり取扱う。</p> <p>1. 割引の取扱いをする知的障害者の範囲 ↳ (現行どおり) 附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕</p> | <p>② 知的障害者旅客運賃割引の取扱いについて</p> <p>2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改定 2018. 4. 1 改定 2019. 3. 16 改定 2020. 3. 16 改定 2021. 4. 1 改定 2022. 2. 25 改定 2024. 10. 1 改定</p> <p>標記について下記のとおり取扱う。</p> <p>1. 割引の取扱いをする知的障害者の範囲 ↳ (省 略) 附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕</p> |

※下線部が改定箇所。

【2024年11月1日より適用】

| 改 定 | 現 行 |
|--|--|
| <p>① ICカード取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改定 2018. 3. 17 改定 2019. 3. 16 改定 2019. 9. 1 改定 2019. 10. 1 改定 2020. 3. 16 改定 2020. 6. 1 改定 2020. 10. 12 改定 2021. 3. 27 改定 2021. 9. 15 改定 2023. 3. 22 改定 <u>2024. 11. 1 改定</u></p> <p>(目的) 第1条 〈 (現行どおり) 〉 (利用の制限または停止) 第8条</p> <p>(ICカードの名称、有する機能および発行者名) 第9条 当社線で使用可能なICカードの名称、有する機能および発行者名は別表第1号に定める。 2 前項にかかわらず別に定めるものについては、当社線で使用することができない。 (注) 別に定めるものとは「ICカード取扱規則に基づく細部取扱<u>基準</u>」に定めるものをいう。</p> <p>(ICカードの種類と様式) 第10条 ICカードには大人用と小児用がある。 2 当社線で使用を認めるICカードの様式は当社が別に定める。 (注) 当社線で使用を認めるICカードの様式は「ICカード取扱規則に基づく細部取扱<u>基準</u>」に定めるものをいう。</p> <p>(ICカードの発行申込方法等) 第11条 〈 (現行どおり) 〉 (運賃の收受) 第15条 2 第1項における片道普通旅客運賃の收受方は、次の各号による。 (2) ICカードのプリペイド機能で乗車されたときの片道普通旅客運賃は当該カードのSFから減額する。 3 ICカードによって乗継割引区間を乗車した場合は、当社が別に定めるところにより乗継割引を行うことがある。 (注) 乗継割引の適用方については、当社が別に定める「乗継割引<u>取扱基準</u>」による。</p> | <p>① ICカード取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 9. 1 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020. 10. 12 改正 2021. 3. 27 改正 2021. 9. 15 改正 2023. 3. 22 改正</p> <p>(目的) 第1条 〈 (省 略) 〉 (利用の制限または停止) 第8条</p> <p>(ICカードの名称、有する機能および発行者名) 第9条 当社線で使用可能なICカードの名称、有する機能および発行者名は別表第1号に定める。 2 前項にかかわらず別に定めるものについては、当社線で使用することができない。 (注) 別に定めるものとは「ICカード取扱規則に基づく細部取扱<u>方等について</u>」に定めるものをいう。</p> <p>(ICカードの種類と様式) 第10条 ICカードには大人用と小児用がある。 2 当社線で使用を認めるICカードの様式は当社が別に定める。 (注) 当社線で使用を認めるICカードの様式は「ICカード取扱規則に基づく細部取扱<u>方等について</u>」に定めるものをいう。</p> <p>(ICカードの発行申込方法等) 第11条 〈 (省 略) 〉 (運賃の收受) 第15条 2 第1項における片道普通旅客運賃の收受方は、次の各号による。 (2) ICカードのプリペイド機能で乗車されたときの片道普通旅客運賃は当該カードのSFから減額する。 3 ICカードによって乗継割引区間を乗車した場合は、当社が別に定めるところにより乗継割引を行うことがある。 (注) 乗継割引の適用方については、当社が別に定める「乗継割引<u>の取扱方について</u>」による。</p> |

※下線部が改定箇所。

旅客取扱関係規程類集 11 ICカード関係 ①ICカード取扱規則【新旧対照表】

【2024年11月1日より適用】

| 改 定 | 現 行 |
|--|--|
| <p>4 ICカードで乗車される場合、当該カードのポストペイ機能が有効である場合は、ポストペイ機能を優先することにしプリペイド機能は使用できないものとする。 〽 (現行どおり) (不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等) 第25条</p> <p>(障害発生時のICカード再発行) 第26条 ICカードの破損等によって、ICカードを処理する機器での取扱いをすることができない場合の再発行については、当社が別に定めるものを除き、当該ICカードの発行者の定めるところによる。 (注) 別に定めるものとは「ICカード取扱規則に基づく細部取扱<u>基準</u>」または「ICOCA乗車券取扱規程」をいう。</p> <p>(同一駅で出場する場合の取扱い) 第27条 〽 (現行どおり) 別表第2号</p> | <p>4 ICカードで乗車される場合、当該カードのポストペイ機能が有効である場合は、ポストペイ機能を優先することにしプリペイド機能は使用できないものとする。 〽 (省 略) (不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等) 第25条</p> <p>(障害発生時のICカード再発行) 第26条 ICカードの破損等によって、ICカードを処理する機器での取扱いをすることができない場合の再発行については、当社が別に定めるものを除き、当該ICカードの発行者の定めるところによる。 (注) 別に定めるものとは「ICカード取扱規則に基づく細部取扱<u>方等について</u>」または「ICOCA乗車券取扱規程」をいう。</p> <p>(同一駅で出場する場合の取扱い) 第27条 〽 (省 略) 別表第2号</p> |

※下線部が改定箇所。

旅客取扱関係規程類集 11 ICカード関係 ⑥ICOCA乗車券取扱規程【新旧対照表】

【2024年11月1日より適用】

| 改 定 | 現 行 |
|--|--|
| <p>⑥ ICOCA乗車券取扱規程</p> <p style="text-align: right;">2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改定 2018. 3. 17 改定 2018. 4. 1 改定 2019. 3. 16 改定 2019. 3. 29 改定 2019.10. 1 改定 2020. 3. 16 改定 2020. 6. 1 改定 2020.12. 8 改定 2021. 3. 20 改定 2021. 3. 27 改定 2023. 3. 22 改定 2023. 4. 1 改定 2023. 6. 27 改定 2023.10. 1 改定 <u>2024.11. 1 改定</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 〽 (現行どおり)</p> <p>(用語の意義) 第3条</p> | <p>⑥ ICOCA乗車券取扱規程</p> <p style="text-align: right;">2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 3. 29 改正 2019.10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020.12. 8 改正 2021. 3. 20 改正 2021. 3. 27 改正 2023. 3. 22 改正 2023. 4. 1 改正 2023. 6. 27 改正 2023.10. 1 改正</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 〽 (省 略)</p> <p>(用語の意義) 第3条</p> |

※下線部が改定箇所。

旅客取扱関係規程類集 11 ICカード関係 ⑥ICOCA乗車券取扱規程【新旧対照表】

【2024年11月1日より適用】

| 改 定 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(ICOCA乗車券の種類)</p> <p>第4条 当社線において使用可能なICOCA乗車券の種類は別に定める。</p> <p>(注) 別に定めるものとは「ICカード取扱規則に基づく細部取扱<u>基準</u>」をいう。</p> <p>(ICOCA乗車券の発売)</p> <p>第5条 く (現行どおり) 別表5</p> | <p>(ICOCA乗車券の種類)</p> <p>第4条 当社線において使用可能なICOCA乗車券の種類は別に定める。</p> <p>(注) 別に定めるものとは「ICカード取扱規則に基づく細部取扱<u>方等について</u>」をいう。</p> <p>(ICOCA乗車券の発売)</p> <p>第5条 く (省 略) 別表5</p> |

※下線部が改定箇所。